

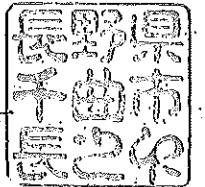
千曲市訓令第8号

本 庁  
出先機関

保育園医及び保育園歯科医の嘱託等に関する規程の一部を改正する訓令を次の  
ように定める。

令和3年8月27日

千曲市長 小 川 修



## 保育園医及び保育園歯科医の嘱託等に関する規程の一部を改正する訓令

保育園医及び保育園歯科医の嘱託等に関する規程（平成16年千曲市訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第4条中「保育所運営費国庫負担金交付要綱等（昭和51年厚生省児第59号の5）の基本分保育単価」を「学校医、学校歯科医、学校薬剤師及び産業医の嘱託等に関する規程（昭和28年長野県教育委員会訓令第3号）」に改める。

### 附 則

この訓令は、令和3年8月27日から施行する。